

議案第36号

東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

次のとおり東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

改 正 前

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

事 務	市町村等
1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡 岩美町、八頭 郡若桜町及び 八頭町、東伯 郡の町並びに 西伯郡の町村
1の4～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港 市、八頭郡智 頭町及び八頭 町並びに東伯 郡湯梨浜町及

事 務	市町村等
1及び1の2 略	
1の3 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	各市、岩美郡 岩美町、八頭 郡若桜町及び 八頭町、東伯 郡の町（北条 町を除く。） 並びに西伯郡 の町村
1の4～8 略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)及び(2) 略	鳥取市、境港 市、八頭郡智 頭町及び八頭 町並びに東伯 郡大栄町及び

	<u>び北栄町</u>
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び <u>び北栄町</u>
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び <u>び北栄町</u>
9～24の6 略	
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（22） 略	倉吉市、東伯郡琴浦町及び <u>北栄町</u> 並びに西伯郡大山町

	湯梨浜町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡 <u>大栄町</u> 及び湯梨浜町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（3） 略	鳥取市、境港市、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡 <u>大栄町</u> 及び湯梨浜町
9～24の6 略	
24の7 土地改良法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（22） 略	倉吉市、東伯郡 <u>大栄町</u> 及び琴浦町並びに西伯郡大山町

25 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町
26及び27 略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町
30～48 略	

25 土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第76条において準用する第47条第2号の規定による農業用排水路の指定	倉吉市、東伯郡大栄町及び琴浦町並びに西伯郡大山町
26及び27 略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(5)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
30～48 略	

(天神川流域下水道条例の一部改正)

第2条 天神川流域下水道条例(昭和58年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(流域関連公共下水道) 第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管理する公共下水道(旧泊村及び旧大栄町 の管理に属していた公共下水道の全部並びに旧北条町の管理に属していた公共下水道のうち知事が別に定めるものを除く。)とする。	(流域関連公共下水道) 第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、北条町及び湯梨浜町が管理する公共下水道(旧泊村の管理に属していた公共下水道を除く。)とする。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
鴨川団地	倉吉市関金町安歩
略	
みどり団地	東伯郡琴浦町大字光
大野団地	東伯郡北栄町国坂
栄第1団地	東伯郡北栄町亀谷
栄第2団地	東伯郡北栄町大島
略	

改 正 前

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
鴨川団地	倉吉市関金町安歩
大野団地	東伯郡北条町国坂
栄第1団地	東伯郡大栄町大字亀谷
栄第2団地	東伯郡大栄町大字島
略	
みどり団地	東伯郡琴浦町大字光
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	委 託 先
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地	倉吉市
略	
東伯団地 浦安団地 赤碕港団地 城山団 地 成美団地 みどり団地	琴浦町
大野団地 栄第1団地 栄第2団地	北栄町
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	委 託 先
略	
三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田 団地 高城第1団地 高城第2団地 高城 第3団地 鴨川団地	倉吉市
大野団地	北条町
栄第1団地 栄第2団地	大栄町
略	
東伯団地 浦安団地 赤碕港団地 城山団 地 成美団地 みどり団地	琴浦町
略	

（鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正）

第4条 鳥取県立高等学校等設置条例（昭和39年鳥取県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>(鳥取県立高等学校の設置)</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取中央育英高等学校</td> <td style="text-align: center;">東伯郡北栄町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡北栄町	略		<p>(鳥取県立高等学校の設置)</p> <p>第2条 鳥取県立高等学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県立鳥取中央育英高等学校</td> <td style="text-align: center;">東伯郡大栄町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡大栄町	略	
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡北栄町																
略																	
名 称	位 置																
略																	
鳥取県立鳥取中央育英高等学校	東伯郡大栄町																
略																	

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第5条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域			別 表 警察署の名称、位置及び管轄区域		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
略			略		
鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市並びに東伯郡のうち三朝町、湯梨浜町及び北栄町	鳥取県倉吉警察署	倉吉市	倉吉市並びに東伯郡のうち北条町、三朝町、大栄町及び湯梨浜町
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する第1条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事

務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表1の3の項、8の2の項から8の4の項まで、24の7の項、25の項、28の項及び29の項に掲げる認可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町のした移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。